令和 第 百 年 <u>F</u>I. 十 + 月 十 号 H

十二条

新型

コロナウイルス感染症

(新型インフルエンザ等対策特別措置法

平成

項に規定する新型コロナウイルス感染

増 刊 (1)

(在宅勤務)

長が別に定める。

症をいう。

のまん延を防止するために行う職員の休憩時間の変更については、

一十四年法律第三十一

号

附則第一条の二第

第十三条 在宅勤務 変更については、 で行う勤務をいう。 教育長が別に定める。 (職員が、 を実施するため必要な職員の勤務時間の割振り及び休憩時間 所属長の承認を受けて、 自宅その他所属長が認める場

所

附 則

一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

○福岡県教育委員会事務局等の

職

員の勤務時

間

休暇等に関する規程

(教育庁総務企画課)

この訓令は、

公布の日から施行する。

再

掲

目

次

0)

部を改正する訓令

再

掲

福岡県教育委員会公告式規則 (昭和] 一十八年福岡県教育委員会規則第十号) 第二条第

福岡県教育委員会訓令第五号

本 庁

出 先機関

訓令を次のように定める。 岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正する

令和二年十月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一 部

を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、 休暇等に関する規程 (平成十年三月 福

岡県教育委員会訓令第三号) 0) 部を次のように改正する。 (会計年度任用

員及び臨時的に任用される職員を除く。 条中 「その他の教育機関の職員」 を 以下 「その他の教育機関の職員 「職員」という。 )」に改める

条の次に次の二条を加える

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため行う休憩時間の変更

1

定期発行日 每週火金曜日